

【問 1】正（○）誤（×）を判断し、誤りなら理由を簡単に記載し、併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 【○】著作権は出願や登録をしなくても完成した時点で権利が自動的に発生する。
【第十七条】 著作権は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。 2 著作権者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。
- 2 【○】特許権を取ることができる発明であれば、実用新案で権利を取ること可能であるが、両方を取ることはいできない。
 どちらも「自然法則を利用した技術的思想の創作」であり、クロスサーチが行われ、一方のみに権利が設定される。
- 3 【×】図形商標を商標登録できて権利が取れた場合には、その図形は著作権で保護されることはない。
 著作権の対象となる図形や絵画も商標として商品に付して利用され、著作権で保護されるか否かは、商標登録では考慮されない。ただし、他人の著作物を登録できても無断で利用することはできない。
【第二条】 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。
- 4 【○】新しいデザインの椅子を創作した場合、特許出願と同時に意匠出願をすれば、両方の権利が取れることがあるが、著作権は取れない。
 意匠は、特許との先後願が審査されないから両者の権利が発生することがある。また椅子は実用的な工業デザインに属するものであり、著作権の対象からは除かれる。ただし、純粋美術と同視し得る美的観賞の対象となれば著作権で保護される。
- 5 【○】不正競争防止法を管轄する官庁は、経済産業省である。
【解説】 産業に係る事項は、多くの場合経済産業省が管轄している。
- 6 【×】著作権は、個人で取ることはできない。
【解説】 著作物を創作し著作権者となるのは自然人であり、原則個人である。例外として職務著作と映画の著作がある。
- 7 【×】食品偽装があつて、この偽装品を購入して損害が発生した個人は、偽装した会社を不正競争防止法違反で訴えることができる。
【解説】 不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保することを目的としており、個人は対象とならず、訴えることも訴えられることもない。必要なら、民法の規定による損害賠償請求が可能
- 8 【×】著作権も特許権と同様、我が国の産業の発展に寄与することを目的に制度が設けられた。
【解説】 著作権制度は、文化の発展を目的とする。産業財産権制度は、産業の発達に寄与
- 9 【○】音楽といえない、短い簡単な音でも知的財産権を得て、その権利を独占できる場合がある。
【解説】 短い音は、思想又は感情が表現されたものとは判断されないことから、著作権の対象とはならず、他との識別力があれば商標権として登録される。
- 10 【×】イチゴの育成に力を注ぎ、掛合わせにより新種のイチゴを栽培できるようにした場合、種苗法により育成者権が発生するためには、特許庁の審査を経なければならない。
【解説】 特許庁でなく、種苗法を管轄している農林水産省の審査が必要であり、審査を行うのは農林水産大臣である。
【第十八条】 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、

品種登録をしなければならない。

【コメント】 知的財産法には多くの種類の法律がありますが、なぜこのように多くの法律があるのでしょうか。

【解説】 国民の権利を保護するにはどうするか、という観点から、既存の法律ではカバーしきれず新しい法律を作ることとなったのです。

この法律には「・・・してよい」という、特許法のように独占してよい、というものと「・・・してはいけない」という、不正競争防止法のように不正な手段で競争してはいけない、というものがあります。

肖像権は、法律に規定されていませんから、肖像権の侵害として公訴が提起されることはありません。日本は「罪刑法定主義」と採用しています。告訴があれば取締りがあるでしょうが、権利であることが明確ではありませんから、裁判での判決を得るのが最初でしょう。